

《同時配布：永田クラブ
経済研究会
国土交通省記者クラブ》
平成20年7月16日

「重要文化財建造物の総合防災対策検討会」（第1回） 議事概要について

1. 検討会の概要

日 時：平成20年7月14日（月） 10：30～12：30

場 所：中央合同庁舎第7号館共用会議室3（905B）

出席者：土岐座長、落合委員、小出委員、小林委員、後藤委員、坂本委員、
関沢委員、長谷見委員

泉防災担当大臣、内閣府加藤政策統括官、内閣府田口官房審議官、
内閣府上田参事官、内閣府池内参事官、消防庁梅原予防課長、
文化庁大和参事官、国土交通省高橋都市・地域安全課長 他

2. 議事概要

これまでの重要文化財建造物の防火・耐震に関する防災対策の取組について事務局より説明を行った後、今後の検討の進め方等について各委員にご議論いただいた。委員からの主な意見等は以下のとおり。

- 今回の検討では、調査対象は近畿圏の6府県内の重要文化財建造物とするが、防災対策については、全国を視野に入れて検討することが必要である。
- 重要文化財である美術工芸品を収蔵している重要文化財建造物がある場合は、その対策も含めて検討することが必要である。
- 重要文化財建造物の防災対策を検討する際には、個々の重要文化財だけではなく、その周辺地区、例えば重要伝統的建造物群保存地区等も含めて検討することが必要である。
- 本検討会設置の背景として、重要文化財建造物の周辺が市街地化することにより延焼の危険性が高まっていることが指摘されている。こうした事に加え、人口の減少等に伴って空き家が増えていくことが想定される中で、最近増えている空き家への放火の問題も憂慮される。空き家の維持・管理等の対応について、現状を把握しておく必要がある。

- 「総合防災対策」の対象は主に「耐震」「防火」の2点に絞られているように見える。しかし、風水害、鳥獣被害等も防災対策として検討することが必要である。
- 検討を行う際に、それぞれの文化遺産がある地域の現状や将来の動向を踏まえ、地域を類型化してモデル範囲を選んで議論することが有効。一方、共通的な議論が必要な部分もあり、両者を整理して議論することが望ましい。
- 重要文化財建造物の消火、防火については一般の建造物とは異なり、技術的になお検討の必要な部分もある。既存の技術で対策を検討するだけでなく、研究開発が必要な分野があることを示しておくことが必要である。
- 重要文化財建造物の現状の防火設備、耐震性能を把握するだけでなく、文化財建造物の防災上の課題を把握することが重要である。
- 火災に関しては、発生確率で考えると地震によるものより平常時の放火によるものの方が圧倒的に多い。地震による防火対策だけでなく、平常時も含めて検討する必要がある。
- 地域防災計画等における文化財防災の位置付けについても議論すべきではないか。
- 災害から地域を守るために、地域においてどのような活動が行われているかをアンケート等により把握することが必要である。
- 景観法等における様々な取組も含めて、情報を収集して、検討する必要がある。
- 文化財の防災対策を進めていくに当たっては、文化財防災に係る人材の育成が重要である。
- 本検討会の成果を広く周知できるようにしてほしい。

<担当>

文化庁文化財部参事官（建造物担当）

電話：03-5253-4111（代表）、03-6734-2792（直通）

震災対策部門 長谷川直司（内線3146）

整備活用部門 長尾 充（内線2798）